

年表

年	世界	日本	茨城県
1985 昭和 60	<ul style="list-style-type: none"> ○国連環境計画 (UNEP) 主催によりオーストリア・フィラハで会議開催 ・地球温暖化に関する初めての国際会議。科学者の知見を整理・評価。国際的に地球温暖化への関心が高まっていく。 		
1988 昭和 63	<ul style="list-style-type: none"> ○IPCC 発足 		
1990 平成2	<ul style="list-style-type: none"> ○IPCC 第1次評価報告書発表 ・「温室効果ガス濃度を現在のレベルに安定化するには直ちに排出量を60%以上削減しなければならない」と評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止行動計画を策定 ・温暖化対策を総合的・計画的に推進するための方針・対策の全体像を規定 ・二酸化炭素の排出抑制目標を「一人当たり排出量を2000年以降概ね1990年レベルで安定化。早期に大幅な技術開発が進展すれば、排出総量を2000年以降概ね1990年レベルで安定化するよう努める。」と設定 	
1992 平成4	<ul style="list-style-type: none"> ○環境と開発に関する国連会議(地球サミット)をブラジル・リオデジャネイロで開催し、気候変動枠組条約を採択 ・締約国に温室効果ガスの排出・吸収の目録作成, 具体的対策を含む計画の作成・実施等を義務付け ・特に先進国は2000年までに温室効果ガスの排出量を1990年の水準に戻すことを努力目標 		<ul style="list-style-type: none"> ○「茨城県地球環境保全対策推進本部」設置

年表 (つづき)

年	世界	日本	茨城県
1994 平成6	○気候変動枠組条約発効		●「茨城県地球温暖化防止行動計画」を策定 ・地球環境保全に向けた 140 の行動を示す
1995 平成7	○ドイツ・ベルリンで COP1開催 ・COP3までに先進国の温室効果ガスの削減目標を設定する議定書の作成を決定		○「茨城県地球環境保全行動条例」を制定
1996 平成8			○「茨城県環境基本条例」を制定
1997 平成9	○京都で COP3を開催し、京都議定書を採択 ・先進国に法的拘束力のある温室効果ガスの削減目標「約束期間(2008～2012年)に先進国全体で 1990年比 ▲5%」を設定	○京都議定書に基づく日本の温室効果ガス削減目標は「約束期間に 1990年比 ▲6%」	○「茨城県環境基本計画」を策定
1998 平成10	○アルゼンチン・ブエノスアイレスで COP4を開催し、ブエノスアイレス行動計画を採択 ・京都メカニズムの具体的なルールへの順守の問題について COP6での決定を目指して検討することに合意	○地球温暖化対策推進大綱を策定 ○省エネ法を改正 ・大規模エネルギー消費工場に省エネ計画作成提出を義務付け ○地球温暖化対策推進法を制定 ・国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明記	○「茨城県環境保全率先実行計画」を策定
1999 平成11	○ドイツ・ボンで COP5を開催 ・日本を含む多くの国が 2002年までの京都議定書発効の必要性を主張	○地球温暖化対策に関する基本方針を策定 ・地球温暖化対策推進法に基づく総合的・計画的な地球温暖化対策の基本方針	

年表 (つづき)

年	世界	日本	茨城県
2001 平成 13	<ul style="list-style-type: none"> ○ドイツ・ボンで COP6再開会合を開催し、京都議定書の中核的要素につき基本合意 ○モロッコ・マラケシュで COP7を開催し、京都議定書の運用細則に実質合意(マラケシュ合意) ○IPCC 第3次評価報告書発表 ・2100年に地表の平均気温は1.4℃～5.8℃、海面は9～88cm上昇 		<ul style="list-style-type: none"> ○「茨城県環境保全率先実行計画」改定
2002 平成 14	<ul style="list-style-type: none"> ○インド・ニューデリーで COP8を開催し、デリー宣言を採択 ・途上国を含む各国が排出削減のための行動に関する非公式な情報交換を促進することを提言 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書批准 ○地球温暖化対策推進法を改正 ・京都議定書目標達成計画の策定 ○地球温暖化対策推進大綱を見直し ・温室効果ガスの種類等ごとに目標・対策スケジュール ○省エネ法を改正 ・大規模工場に準じる大規模オフィスビルなどにエネルギー管理義務 	<ul style="list-style-type: none"> ○「茨城県エネルギープラン」策定
2005 平成 17	<ul style="list-style-type: none"> ○EU 域内排出量取引制度 (EU ETS)が開始 ○京都議定書発効 ・アメリカ、オーストラリアなどが不参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書目標達成計画を策定 ・地球温暖化防止行動計画、地球温暖化対策に関する基本方針を継承 ○省エネ法を改正 ・運輸、工場・事業場、住宅・建築物分野の対策を強化 ○地球温暖化対策推進法を改正 ・温室効果ガス算定・報告・公表制度の導入 	

年表 (つづき)

年	世界	日本	茨城県
2006 平成 18		<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策推進法を改正 ・京都メカニズム活用のための制度を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ●「茨城県地球温暖化防止行動計画(改定)」を作成 ・計画期間:2006(平成 18)～2010(平成 22)年度 ○茨城県環境保全率先実行計画第3期計画策定 ・計画期間:2006(平成 18)～2012(平成 24)年度
2007 平成 19	<ul style="list-style-type: none"> ○アメリカ・ニューヨークで国連気候変動に関するハイレベル会合を開催 ○IPCC 第4次評価報告書発表 ・地球温暖化が、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が高いと結論 ○IPCC がノーベル平和賞を受賞 	<ul style="list-style-type: none"> ○21 世紀環境立国戦略策定 ・地球温暖化等の地球環境問題は 21 世紀に人類が直面する最大の課題と認識 ○「クールアース 50」を発表 ・世界の温室効果ガス排出量を 2050 年までに現状比で半減する長期目標を提示 	
2008 平成 20	<ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書の第一約束期間開始(2012 までの5年間) ○G8北海道洞爺湖サミット ・2050 年までに世界全体の排出量を 50%削減する目標というビジョンを共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書目標達成計画を改定 ・対策・施策を追加 ○省エネ法改正 ・工場・事業場単位から事業者単位の規制に変更 	
2009 平成 21	<ul style="list-style-type: none"> ○G8ラクイラ・サミット(イタリア)において、2050 年までに先進国全体で排出量を 80%以上削減する目標を支持 ○デンマーク・コペンハーゲンで COP15 を開催 ・コペンハーゲン合意 ・産業革命以前からの気温上昇を2°C以内に抑制 ・先進国は2020 年までの削減目標を 2010.1 末までに提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー供給構造高度化法制定 ・太陽光発電で作られた電力のうち、余剰電力を電気事業者が従来の2倍程度の価格で買い取る制度を導入 ○鳩山首相が、国連気候変動サミットで、「温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比で 25%削減」という削減目標を表明 	

年表 (つづき)

年	世界	日本	茨城県
2010 平成 22	<ul style="list-style-type: none"> ○メキシコ・カンクンで COP16 開催(カンクン合意) ・前年の「コペンハーゲン合意」を正式決定 ・京都議定書延長議論の継続(日本, ロシアは延長を否定) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策基本法案」閣議決定 ○エネルギー基本計画改定 ・2030年目標としてゼロ・エミッション電源比率を34%→約70%に引き上げ等 	
2011 平成 23	<ul style="list-style-type: none"> ○南アフリカ・ダーバンで COP17 開催 ・京都議定書の延長に向けた合意 ・京都議定書に代わる新たな枠組みについて2015年までに法的文書の作成作業を終了し, 2020年から発効・実施 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">3.11 東日本大震災</div> <ul style="list-style-type: none"> ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法成立 ・固定価格買取制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県総合計画「いきいきいばらき生活大県プラン」策定 ・2011(平成 23)～2015(平成 27)年度の県政運営の指針 ●「茨城県地球温暖化対策実行計画」策定 ○茨城県環境保全率先実行計画第4期計画策定 ・2011(平成 23)～2015(平成 27)年度
2012 平成 24	<ul style="list-style-type: none"> ○カタール・ドーハで COP18 開催 ・京都議定書の延長期間を2013～2020年に設定(第2約束期間)(日本, ロシア, カナダなどは不参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ○第四次環境基本計画決定 ・2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す ○再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入開始 ○革新的エネルギー・環境戦略決定 ○地球温暖化対策のための税の導入 ・CO₂を排出する化石燃料に課税(石油石炭税に上乗せ) ○「地球温暖化対策基本法案」廃案 	<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県総合計画「いきいきいばらき生活大県プラン」改定 ・東日本大震災を受けて改定

年表 (つづき)

年	世界	日本	茨城県
2013 平成 25	<p>○ポーランド・ワルシャワで COP19 開催</p> <p>・京都議定書に代わる2020年以降の新たな枠組み(すべての国が削減目標や貢献策を自主的に作る方式)を COP21 で合意</p> <p>・各国は COP21 より十分早い時期に目標案を提出</p>	<p>○地球温暖化対策推進法を改正</p> <p>・温室効果ガスの排出抑制等の目標, 国・地方公共団体が講ずべき施策等を定めた地球温暖化対策計画の策定を政府に義務付け</p> <p>○温室効果ガス削減目標の見直し</p> <p>・従来の2020年までの削減目標(1990年比25%削減)をゼロベースで見直し, 新たに「2005年度比で3.8%減」を決定</p> <p>・エネルギー政策が検討中であることを踏まえ, 原発による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した目標</p>	<p>○第3次茨城県環境基本計画策定</p> <p>・2013(平成25)～2022(平成34)年度における茨城県の環境政策の方向性を提示</p>
2014 平成 26	<p>○ペルー・リマで COP20 開催</p> <p>・すべての国は, 2020年以降の削減目標を現在のものより進んだものとし, 2015年10月1日までに提出</p> <p>・適応の取組を提出又は検討</p> <p>○IPCC 第5次評価報告書発表</p> <p>・人為起源の温室効果ガスの排出増加が, 20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い</p> <p>・適応及び緩和は相互補完的な戦略</p>		<p>○「いばらきエネルギー戦略」策定</p> <p>・2014(平成26)～2020(平成32)年度までを計画期間とする地域特性を活かした「エネルギー先進県」の実現を目指すための計画</p> <p>○「茨城の生物多様性戦略」策定</p> <p>・「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性に関する施策の充実」への取組の具体的施策</p>

年表（つづき）

年	世界	日本	茨城県
2015 平成 27	<ul style="list-style-type: none"> ○フランス・パリで COP21 開催(パリ協定の採択) ・世界全体の長期目標として気温上昇の抑制(2℃より低く抑え, 1.5℃を目指す)を決定 ・先進国に限らず, 全ての国に各国が決定する削減目標の作成・維持・国内対策を義務付け ・適応の対策について明記 	<ul style="list-style-type: none"> ○「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」発表 ○「日本の約束草案」 ・温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比 26%減の水準とする ○「気候変動の影響への適応計画」策定 ・気候変動の影響への適応を計画的かつ総合的に進めるため, 政府として初の適応計画を策定 ・21 世紀末の長期的な展望を意識しつつ, 今後概ね 10 年間の基本的方向を示す 	
2016 平成 28	<ul style="list-style-type: none"> ○パリ協定発効 ○モロッコ・マラケシュで COP22 開催 ・パリ協定の実施指針等を 2018 年に採択することを決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策計画策定 ・8年ぶりの国家計画 ・COP21 でのパリ協定の採択を踏まえ, 温室効果ガス削減目標の達成に向けた道筋を明らかにするため, 地球温暖化対策推進法に基づいて策定 ・計画期間は 2030 年度まで ○パリ協定批准 	<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」策定 ・2016(平成 28)～2020(平成 32)年度の県政運営の指針 ○茨城県環境保全率先実行計画第5期計画策定 ・2016(平成 28)～2020(平成 32)年度の計画 ○「太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドライン」策定
2017 平成 29			<ul style="list-style-type: none"> ●「茨城県地球温暖化対策実行計画」改定